

香川県特定私立高等学校生就学補助金交付要綱

平成 22 年 10 月 14 日制定
平成 24 年 4 月 2 日改正
平成 26 年 4 月 1 日改正
平成 28 年 4 月 1 日改正
平成 28 年 12 月 28 日改正
平成 30 年 6 月 1 日改正
平成 31 年 3 月 28 日改正
令和 2 年 3 月 31 日改正
令和 2 年 7 月 2 日改正

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成 22 年法律第 18 号。以下「法律」という。）の規定による高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の支給の対象となる期間の経過後に引き続き在学するもの等に対し、香川県特定私立高等学校等就学補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、香川県補助金等交付規則（平成 15 年香川県規則第 28 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の目的)

第 2 条 この補助金は、この要綱に基づき補助金の支給対象となる者（以下「受給権者」という。）から委任を受けた私立高等学校の学校設置者（以下「学校設置者」という。）が、受給権者に代わって補助金を受領し、その有する受給権者の授業料に係る債権の弁済に充てること等により、受給権者の私立高等学校における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。

(定義)

第 3 条 この要綱において「保護者等」とは、法律第 3 条第 2 項に規定するものと同一である。

(特定私立高等学校生)

第 4 条 知事が補助金を支給する私立高等学校の生徒（以下「特定私立高等学校生」という。）は、第 1 号から第 4 号までの要件の全てに該当し、第 5 号又は第 6 号のいずれかに該当する者とする。ただし、香川県私立高等学校等学び直し支援金交付要綱に基づく学び直し支援金、東日本大震災被災生徒等支援補助金交付要綱に基づく東日本大震災被災生徒等支援補助金及び大規模災害被災生徒等支援補助金交付要綱に基づく大規模災害被災生徒等支援補助金の支給対象となる者を除く。

- (1) 保護者等が県内に住所を有する者（相当の理由が認められる者を除く。）
- (2) 法第2条に規定する高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業し、又は修了していない者
- (3) 県内の私立高等学校に在学している者
- (4) 保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者（法律第3条第2項第3号に該当しない者）
- (5) 法律第2条に規定する高等学校等に在籍した期間が通算して36月（通信制課程にあつては48月とし、期間の算定は、法律第3条第3項及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号。以下「政令」という。）第2条による。）を超える者
- (6) 在籍する1単位当たりの授業料を設定している私立高等学校（以下「単位制高等学校」という。）において、履修した単位数の通算が74を超える者

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、別表1の第1欄に掲げる区分のいずれかに該当する保護者等を持つ生徒に応じて、同表の第2欄に掲げる額とする。ただし、単位制高等学校の場合における補助額の算定にあつては、就学支援金の算定に用いる単位及び年度において履修する単位が30を超える部分の単位について合算することができない。

2 前項の補助金の額は、学校設置者が有する当該特定私立高等学校生の授業料に係る債権額を上限とする。

（補助金の受給期間）

第6条 特定私立高等学校生が補助金を受給できる期間は、休学等により通算在学期間に算入されない月を除いて、全日制の課程にあつては入学から6年間、通信制の課程にあつては入学から8年間（ただし、3修制の通信制の課程にあつては6年間）とする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする学校設置者は、特定私立高等学校生就学補助金交付申請書（第1号様式）に関係書類を添えて、知事が指定する期日までに知事に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第8条 知事は、前条の規定により学校設置者から特定私立高等学校生就学補助金交付申請書の提出があつたときは、審査の上、交付の決定を行い、学校設置者に交付決定の通知（第2号様式）をするものとする。

（補助金の変更交付申請）

第9条 学校設置者は、前条の規定による交付決定を受けた補助金の額の変更が必要と

なった場合には、あらかじめ変更交付申請書（第3号様式）に関係書類を添えて、知事が指定する期日までに知事に提出しなければならない。

（補助金の変更交付決定）

第10条 知事は、学校設置者から前条の規定による補助金の変更交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付の変更決定を行い、学校設置者に変更交付決定の通知（第4号様式）をするものとする。

（状況報告）

第11条 学校設置者は、知事の要求があったときは、補助金に係る状況を速やかに報告しなければならない。

（実績報告）

第12条 学校設置者は、交付の決定を受けた補助金に係る実績報告書（第5号様式）に関係書類を添えて、知事が指定する期日までに知事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第13条 知事は、前条の規定による報告を受けたときは、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金の交付決定額（第10条の規定による変更交付決定をした場合は、その変更決定された額）及び交付に付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、学校設置者に補助金の額の確定を通知（第6号様式）するものとする。

2 知事は、学校設置者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

（補助金の交付）

第14条 知事は、前条の規定により補助金の額の確定をしたときは、学校設置者に補助金を交付するものとする。ただし、知事は必要があると認めるときは、補助金を概算払により交付することができる。

2 前項の規定により交付を受けようとする者は、特定私立高等学校生就学補助金請求書（第7号様式）を知事に提出しなければならない。

（補助金の経理）

第15条 学校設置者は、補助金について適用される会計基準の定めるところに従って、その収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理状況を常に明確にし、関係証拠書類とともに、完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（補則）

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年10月14日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則（平成24年4月2日改正）

この要綱は、平成24年4月2日から施行する。

附 則（平成26年4月1日改正）

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度分から適用する。

附 則（平成28年4月1日改正）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月28日改正）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年6月1日改正）

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附 則（平成31年3月28日改正）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日改正）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年7月2日改正）

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

別表 1

| 1 欄 (区分) | | 2 欄 (支給月額) |
|----------|---|--------------|
| ① | 政令第 1 条第 2 項に規定する基準により算出した額が304,200円以上の保護者等 | 所得制限により不支給 |
| ② | 政令第 1 条第 2 項に規定する基準により算出した額が154,500円以上304,200円未満の保護者等 | 標準支給額 |
| ③ | 政令第 1 条第 2 項に規定する基準により算出した額が154,500円未満の保護者等 | 標準支給額の2.5倍の額 |

< 1 欄 (区分) 関係 >

政令第 1 条第 2 項に規定する基準による算出式

(市町村民税の課税標準額×6%) - (市町村民税の調整控除の額)

※100 円未満の端数は切り捨て。

※親権者 2 名のように、複数人の算定基準額の合算により判定を行う場合には、各人別に算出した額を合算する。

(注) 1 標準支給額は、月額 9,900 円 (単位制高等学校にあつては、1 単位当たり 4,812 円に履修単位数を乗じて履修期間 (月数) で除した金額を月額) とする。

2 1 欄の区分において、法律第 3 条第 2 項第 3 号に該当する者は①に、該当しない者であつて次項に該当しない者は②に該当するものとする。

3 1 欄の区分において、法第 5 条第 2 項の政令で定める受給権者は③に該当するものとする。